

注意

- 1 「対象児童でなくなった理由」の欄は、次の03から11、15から22又は31から33までのいずれかに該当するものを丸で囲んでください。
 - 03 児童が手当を受けている母に監護されなくなった。
 - 04 児童が手当を受けている母又は父以外の人に養育（同居、監護、生計維持）されなくなった。
 - 05 児童が死亡した。
 - 06 児童が日本国内に住所を有しなくなった。
 - 07 児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。
 - 08 対象児童が20歳に達した。
 - 09 対象児童が児童扶養手当法施行令（以下「令」といいます。）別表第1に定める程度の障害の状態に該当しなくなった。
 - 10 母の監護を受けていた場合又は養育者の養育を受けていた場合であって、児童が父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同様。）と生計を同じくするようになった。
 - 11 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同様。）等により、母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以上同様。）に養育されるようになった。
 - ・ 次の15から22までのいずれにも該当しなくなった。（支給要件に該当しなくなったため。）
 - 15 父母が婚姻を解消した児童
 - 16 父又は母が死亡した児童
 - 17 父又は母が令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童
 - 18 父又は母の生死が明らかでない児童
 - 19 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
 - 20 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - 21 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - 22 21に該当するかどうか明らかでない児童
 - 31 手当の支給を受けている人が児童の父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）であって、その父に監護されなくなり、又はこれと生計を同じくしなくなった。
 - 32 父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしていた場合において、母と生計を同じくするようになった。
 - 33 父の婚姻等により、児童が父の配偶者に養育されるようになった。
- 2 児童扶養手当法（以下「法」という。）第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことの内いずれかに該当する児童をいう。以下同じ。）が対象児童でなくなり、他の対象児童の中に法第9条の児童がいない場合には、併せて児童扶養手当支給停止関係届が必要となることがありますので、詳しくは、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。
- 3 すべての対象児童がいずれかに該当するようになったときは、手当を受ける資格がなくなりますので、児童扶養手当資格喪失届を市役所又は町村役場に出してください。

様式第五号（第三条関係）

※※ 第 号	
※ 経 由 市 町 村 名	※ 市 町 村 令和 年 月 日 受 付 年 月 日
※ 市 町 村 令和 年 月 日 提 出 第 号	※ 市 町 村 令和 年 月 日 再 提 出 第 号
<p><u>児 童 扶 養 手 当 額 改 定 届</u></p>	
(フリガナ) 受 給 者 氏 名	旧 法 証 書 記 号 番 号 第 号 新 法 証 書 番 号 第 号
受 給 者 住 所	〒 TEL ()
対象児童でなくなった 児童の氏名生年月日	対象児童でなくなった理由 理由の発生した年月日
平成 年 月 日 令和	03, 04, 05, 06, 07, 08, 09, 10, 11, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 31, 32, 33 令和 年 月 日
平成 年 月 日 令和	03, 04, 05, 06, 07, 08, 09, 10, 11, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 31, 32, 33 令和 年 月 日
平成 年 月 日 令和	03, 04, 05, 06, 07, 08, 09, 10, 11, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 31, 32, 33 令和 年 月 日
上記のとおり、児童扶養手当の額の改定について届け出ます。 令和 年 月 日 氏 名 _____ 熊本県知事 木村 敬 様	
※※ 証書作成 令和 年 月 日	※※ 令和 年 月 日 改定通知 第 号

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要はありません。
◎字は楷書ではっきり書いてください。